

☆ 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用、その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

第 12.11 項

✚ 貨物概要

関税率表第 12.11 項には、主として香料用、医療又は医薬用、殺虫用、殺菌用、寄生虫駆除用、その他これらに類する用途に供される植物性生産品が分類されます。

以下第 1211.90 号－5 に分類される主なものを例示します。

品名	対象部分
あさがおからくさ ( <i>Evolvulus alsinoides</i> )	ヒルガオ科のアサガオカラクサの全草
あろえ アロエ	ユリ科のアロエ属植物の葉
あまらんさす アマランサス	ヒユ科ヒユ属の一年草の子実
いちょう 銀杏	イチョウ科のイチョウ属の葉を乾燥したものこみ
いれいせん 威霊仙	キンポウゲ科の蔓草テッセンの類の根
いんちんこう 茵陳蒿	キク科の草木カワラヨモギの幼苗を乾燥したもの
いんようかく 淫羊藿	メギ科のイカリソウ類の全草あるいは葉
えんごさく 延胡索	ケシ科の草木エゾエンゴサクの類の根茎
おうぎ 黄耆	マメ科の草木キバナオウギ及びナイモウオウギの根
おうばく 黄柏	ミカン科の高木キハダの樹皮
かしゅう 何首烏	タデ科の蔓草ツルドクダミの塊状根
がらな ガラナ	ムクロジ科ガラナ属の種子
かろうにん 桔楼仁	ウリ科の蔓草シナカラスウリの種子（別名：キカラスウリ）
ききょう 桔梗	キキョウ科の草木キキョウの根
きっそうこん 吉草根	オミナエシ科の草木カノコソウの根茎をともなった根
きんぎんか 金銀花	スイカズラ科の蔓姓木本スイカズラ（ニンドウ）の花
くこし 枸杞子	ナス科の低木クコ及びナガバクコの果実
くみすくちん	シソ科の多年草オルトシホオン・スタミネウスの葉
けいがい (CATNIP)	シソ科のイヌハッカの葉・種子
けいがいすい 荆芥穂	シソ科の草木ケイガイの花穂を乾燥したもの
げんのしょうこ	フロウソウ科のゲンノショウコの全草
ごかひ 五加皮	ウコギ科のウコギ類の根皮
ごしつ 牛膝	ヒユ科のヒナタイノコズチの根
ごみし 五味子	モクレン科の大木チョウセンゴミシの成熟果実

さいこ	紫胡	セリ科の草木ミシマサイコの根
さんしし	山梔子	アカネ科の低木クチナシの完熟果実を乾燥したもの
さんしゆゆ	山茱萸	ミズキ科のサンシュユの果実
さんな	山奈	ショウガ科のサンナの根茎
じおう	地黄	ゴマノハグサ科のアカシヤジオウ（別名：サオヒメ）の根茎
しこん	紫根	ムラサキ科のムラサキの根
しゃくやく	芍薬	キンポウゲ科の草木シャクヤクの根を乾燥又は蒸乾
じゃすみん	ジャスミン	モクセイ科のオウバイ属ソケイの花（香料用）
じゅうやく （どくだみ）	十薬	ドクダミ科の草木ドクダミの全草
しょうま	升麻	キンポウゲ科のセラシナショウマ類の根茎
せんきゅう	川芎	セリ科のマルバドウキ類の根茎
せんぼう	仙茅	ヒガンバナ科のキンバイザサ属の根茎
そうよう	桑葉	クワ科のクワ類の葉
たくしゃ	澤瀉	オモダカ科の草木サジオモダカの塊茎
ちも	知母	ユリ科のハナスゲの根茎
ちょうじ	丁子	フトモモ科のチョウジノキの樹皮及び葉の部分のみ
ちょうとうこう	鈎藤鈎	アカネ科のカギカズラの木質化した鈎刺
ちょうまめ (CLITORIA TEANATEA)		マメ科のチョウマメの根
ちょうれい	猪苓	サルノコシカケ科のチョウレイマイタケの菌核
とうき	当帰	セリ科のホッカイトウキの根
とうやく	当薬	リンドウ科のセンブリの全草
なんてんじつ	南天実	メギ科の草木ナンテンの果実
にくじゅよう	肉従蓉	ハマウツボ科のホンオニクノ鱗葉をつけた茎
ばいきせい	梅寄生	サルノコシカケ科のコフキサルノコシカケの乾燥物
ばくもんどう	麦門冬	ユリ科のジャノヒゲ及びナガジャノヒゲの根
はっか	薄荷	シソ科の草木ハッカの葉又は全草
はまぼうふう	浜防風	セリ科の海浜性草木ハマボウフウの根茎
はんげ	半夏	サトイモ科のカラスビシャクの根茎

びやくし	白止	セリ科の草木ヨロイグサの根
びやくじゅつ	白朮	キク科のオオバナオケラの根茎
びわよう	枇杷葉	バラ科のビワの葉
ぶくりょう	茯苓	サルノコシカケ科のマツホドの菌核の外皮を剥いて輪切りにしたもの
ふさひるがお		ヒルガオ科のフサヒルガオの全草
	( <i>Convolvulus pluricaulis</i> )	
ぼうふう	防風	セリ科の草木ボウフウの根
ぼたんぴ	牡丹皮	キンポウゲ科の低木ボタンの根、根皮
みずしょうぶ	水菖蒲	サトイモ科のショウブの根茎
もっか	木瓜	バラ科の高木のカリンの果実を乾燥したもの
もんでんりょう	木天蓼	サルナシ科のマタタビの果実を乾燥したもの
ゆり	百合	ユリ科のユリ属の鱗茎を乾燥したもの
ようていこん	羊蹄根	タテ科のギシギシ属の根
れいし	靈芝	サルノコシカケ科のマンネンタケの乾燥物
れもんぐらす	レモングラス	イネ科のコウスイガヤの葉（香料用）
れんせんそう	連銭草	シソ科の草木カキドオシの全草



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）